

滋賀県猫と共に生きるための ガイドライン



滋賀の猫問題解決に向けてのメモページ

はじめに

犬と猫、どちらも約5000年くらい前から、人間の友達として生きてきた仲間です。しかし、最近人間と猫との間でトラブルが顕在化しております。

すみついた猫に誰かがエサをやっている、子猫がたくさん生まれ、誰も世話をすることができない、庭や花壇にふんをして困る、鳴き声がうるさい、至る所に糞をする、悪臭がする、などなど発生してくる問題は後を絶ちません。

少子高齢化社会の到来、都市化による地域の結びつきの希薄化などから、心の癒しを求めて猫を飼う人が増えてきたからなのでしょうか。

猫の場合、犬と違って、つないで飼う義務や登録義務もなく、飼養にあたっての法的規制はありません。

トラブルが発生しても、明確なルールがないまま、行政が室内飼い、不妊去勢手術等するよう助言するにとどまり、根本的な解決策を見いだすことができませんでした。

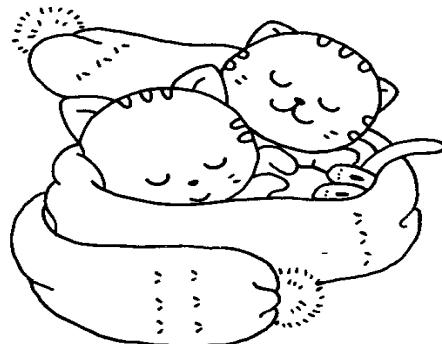
猫による被害を受けている人は、猫が来ないように自衛策を講ずるしかなく、また、不幸な猫が増えることに心痛める人は、個人で不妊去勢手術を行い、経済的な負担を強いられるという状態が続いている。

さらに、県動物保護管理センター（以下、「センター」という）には、ここ数年、1000頭余りの、飼えなくなった猫や、自活不能な生後間もない子猫、負傷した猫などが引き取られており、そのほとんどが致死処分されております。

こうした問題の解決には、地域住民の方々の主体的な関わりが必要不可欠です。

猫にかかる問題を地域の生活環境上の問題としてとらえ、地域の特性や住民の方々の意志を踏まえながら地域でルールを作り、県、市町、ボランティア、民間の団体等と適切に連携協働していく仕組みづくりが必要です。

そこで、今回、人と猫との共生について、地域全体の合意と協力が得られるよう努め、もって地域の生活環境を良好に保持し、同時に不幸な猫の数を減らす取り組みを支援するため、「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」を策定しました。



本ガイドラインの趣旨

平成18年10月に、環境省が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、動物による危害や迷惑問題防止のための施策として、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成するよう定められ、この指針を受けて、平成20年7月に策定された滋賀県動物愛護管理推進計画にも、地域における適正飼養の啓発のために、特に飼養者のいない猫による生活環境への問題に対応するためのガイドラインを作成するよう明記されたところです。

そこで、以下の考え方により、地域が主体となって、猫と人とが共生できるシステム作りの促進を図ることを目的として、本ガイドラインを策定しました。

- ✿ 猫と人との共生、つまり、生まれも育ちも違ったもの同志、お互い命あるものとして、その存在を認め、思いやりを持ちながら共存していくことをあるべき姿として、本ガイドラインを策定したものであること
- ✿ 猫の問題については、地域の問題として住民が主体的に取り組むものであること
- ✿ 猫を邪魔者として排除するためのものではないこと
- ✿ 住民、行政、ボランティア、民間の団体等が協力しあって、人と猫とが共生できるようにするための地域のルール作りに資するためのものであること
- ✿ 住民、行政、民間の団体等の役割についての考え方を明記し、地域住民を主体とした取り組みができるよう支援するためのものであること

どんな猫がいるの？

本ガイドラインでは、猫と人との関わりようによって、猫を次のように分類してみました。



特定の飼養者が存在する猫を指します。

屋内のみで飼養されている形態の猫や、それ以外の飼養形態の猫等がいます。

(1)屋内のみで飼養されている形態の猫

糞尿などで近隣に迷惑をかけることがなく、猫自身にとっても健康で、安全に暮らすことができます。猫を飼養するならば屋内飼養をおすすめします。

(2)それ以外の飼養形態の猫

飼養者は、自分の飼い猫が、近隣に対して糞尿などで迷惑をかけることや、病気や事故に遭遇する危険性があることを理解する必要があります。

また、不妊・去勢手術が施されていない場合は、飼い主のいない猫を生み出す要因となってしまうことがあります。



無責任な飼い主による不適切な飼養の結果生まれた猫です。これらの多くは、一部の住民により継続的に給エサ給水等の世話がされており、その多くは不妊・去勢手術が施されていないため、新たな飼い主のいない猫を生み出す原因となっています。

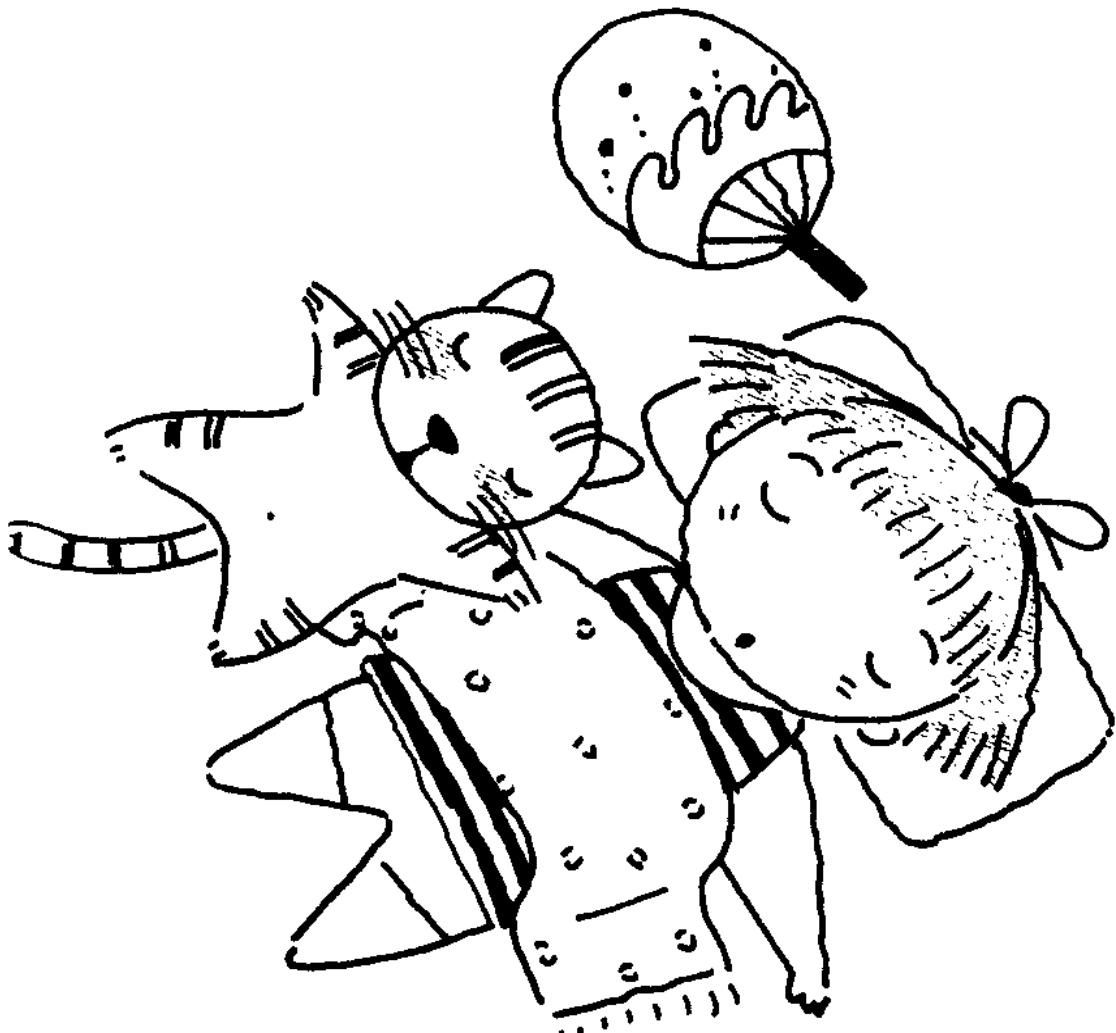
これらの猫は地域の認知がなされていないため、地域から嫌われてしまう場合が多く、トラブルを引き起こしています。



地域猫

地域の環境保全の観点から、飼い主のいない猫を、エサの管理、不妊・去勢手術の徹底、糞尿の始末、周辺美化などの地域のルールに基づき、地域住民の認知と合意が得られる管理下のもと、地域社会と共生することのできる猫をいいます。この場合、猫の飼養者は地域となり、地域で管理することになります。

このような取り組みができるよう支援するために、本ガイドラインを策定しました。



猫って迷惑ですか？

猫が生理的に嫌い、あの姿がたまらなく嫌という人がいます。また、自分の庭に糞をされたり、車を傷つけられたりと、迷惑を受けることにより、次第に猫が嫌いになつていった人もいるでしょう。

平成20年度に、県動物保護管理センターに寄せられた苦情の多くは、「飼い主不明の猫が子を生んだので引き取ってほしい。」「エサをやる人がいて、飼い主のいない猫が増えて困っているので、つかまえてほしい。」「猫をたくさん飼っている人がおり、糞からの悪臭がたまらない。」といったものでした。

これらの迷惑を被った人の中には、「捕まえて処分してほしい。」「エサやりをやめさせてほしい。」と考える人もいるでしょう。しかし、猫が増える原因を解決せずに猫だけを排除しても、時間がたてば元の状態にもどってしまいます。

一方で、「腹を減らした猫にエサをやって助けてあげたい。」「飼い主のいない猫を増やさないために不妊・去勢手術をしたいが、経費がかかる。」といった話もよく耳にします。

「飼い主のいない猫」の問題では、「猫好き」「猫嫌い」それぞれ主張する地域住民の間に深刻な対立が起きることがあります。「猫好き」の人が、猫をかわいそうに思ってエサをやることで、猫の被害を受けている人の怒りがエサをやる人に向かい、人間関係がこじれてしまうこともあります。

猫に対する気持ちの違いを話し合いで埋めることができなければ、エサをやる人は、隠れてこっそりエサをやるようになり、また猫を嫌いな人は、猫を傷つけるようになるかもしれません。

このような状態で、地域で話し合いの場を設けても、問題解決に協力し合う関係作りにつながっていきません。

猫が好きか嫌いかというのは、感情の問題といえます。地域で問題解決を図るならば、取り組みに積極的な人で、地域住民間の感情対立をうまくおさめて、調整してくれる人の参加が必要となります。また、協力的なボランティア、民間の団体等への協力要請も必要となってくるでしょう。

地域の理解を得ながら活動を進めていくことは、決して簡単なことではありませんし、時間もかかるでしょう。猫が多い原因も様々だと思います。地域の特性や参加する人によって様々なやり方があると思います。

活動を始めるにあたって、このガイドラインを参考にしていただいて、地域で納得できるルールを作り、猫によるトラブル解消、不幸な猫の減少に役立てていただければ幸いです。

猫対策を始めるまえに

猫の習性を理解したうえで、対策を講じたほうが、何事もスムーズに進みますし、人、猫の両方にとっても負担がかかりません。

猫の習性や体のしくみ等をいくつかお示ししますので、飼い猫・飼い主のいない猫対策の参考にしてください。

習性

よく寝る

とにかくよく寝ます。少しずつ食べて、あとは寝るばかり。

高カロリーのエサを食べれば、あとは寝ていてエネルギーを温存します。

肉食です

「タウリン」という栄養素は、足りないと夜目がきかなくなったり、失明したりする栄養素ですが、猫は、このタウリンを体内で合成できません。したがって、タウリンを配合した猫専用フードを与えてください。

また、ネギやタマネギなどは、毒となり、鳥の骨は体を傷つけます。猫に味付けは不要。

ちなみに、犬は雑食です。

遊び好き

とにかく遊びが好き。遊び道具、特に動く物があれば大変喜びます。

なわばりには尿かけて

尿をあちこちかけまくるマーキング、スプレー行為は、自分のテリトリーを主張する行為。

また、ストレスを感じたときや、病気の兆候があるときに、マーキングすることもあります。

トイレのしつけは簡単

猫は、犬よりずっとトイレを覚えやすい動物。途中でトイレ砂や、トイレの置き場所をかえないようにしましょう。置き場所は、静かで、人や他の動物の出入りが少ないところで、エサ場から離れているとこころを好みます。

そわそわしはじめたら、トイレの兆候。トイレに連れて行き、し終わったらほめてやりましょう。他の場所でするようなら、便を拭き取ったティッシュなどをトイレに置いてやりましょう。定期的な清掃をしないと、他のところで用を足すようになります。

いろいろ便利な毛づくろい

猫は、体を清潔に保ち、毛並みを整えるために、舌で毛づくろい(グルーミング)をします。

また、グルーミングで体をなめ、唾液の蒸発により気化熱で体温を下げます。

とってもくさい猫のおしっこ

猫は、摂取した水分を節約し、あまり外に出さないような体の仕組みをしています。おしっこがくさいのは、老廐物を少しの水分に溶かして排出することになるからです。

高いところや物陰、穴が好き

見渡せるところを好みます。高いところに飛び乗ったり、飛び降りたりという動きが好き。つまり、垂直運動がすき。
家を造ったり、ベッドを置くときに参考にしましょう。

すりすり

「すりすり」は、自分の匂いをこすりつけ、なわばりとかを主張するための行動です。猫の頭や口の付近には臭腺という匂いを出す器官があり、それらをこすりつけることによって、なわばりを主張します。

水が大嫌い。

寒がりの猫にとっては、体に付着した水分が蒸発するときに体温を奪われるので、水が嫌いです。



体のしくみ

目 狩りをするのにとても便利な構造をしています。

暗闇ではものよく見ようとするため、瞳孔をいっぱいに開き光を最大限取り込めるようになっています。また、明るい昼間は瞳孔を細めて目に取り込む光を調節します。また、視界が広く、300度近くみることができます。ただし、視力はかなり悪いです。

耳 とてもいいです。音の種類、方向、距離を即座に感知できます。

とても器用で、音のする方向へ片方だけ動かすことができます。
小さな音にも敏感なので、大きい音や、機械などから出る高いモーター音などは大きい。

鼻 あまりよくなないです。食べ物を食べるかどうかを匂いで判断します。

口の中の上あごにも、フェロモンなどの匂いを感知できる器官があります。
酢の匂いや、ミント系の匂いたばこの煙などもいやがります。

舌 猫の舌には、味を感じる器官あまり多くありません。

猫の舌の表面はザラザラしており、毛繕いや、骨から肉をこそげとるのに適しています。

ヒゲ 役割はまだ究明されていません。

毛根のまわりの神経に信号を伝達する役目があるといわれています。

しっぽ ピンとたてたしっぽは、友好を表す仕草です。

体のバランスを保つ働きがあるといわれています。

つめ 出し入れ自由です。

飼い主のお気に入りをわざわざ選んで、爪を研ぐことがあります。爪を鋭く保つためだけでなく、爪の周りに、匂いを出す臭腺があり、爪研ぎをすることによって自分の匂いをつけています。
猫の手を取って、爪研ぎ器に誘導すると、そこが爪研ぎ場になります。



地域の猫対策始めましょう

I. 事前準備

🐾 これから始めようとする地域の猫対策は

- ・ 地域において実施する、地域における生活環境保全のための取り組みであること
- ・ 地域に住む人みんなの問題であること
- ・ 飼い主の不明な猫を邪魔者として排除することが目的ではなく、飼い主の不明な猫の数を減らす取り組みであること。
- ・ 猫の数を減らすことで周囲への被害をなくし、周辺環境を良くしていくという、猫を迷惑に思っている人にも、猫好きの人にも共通の利益を示すものであること。
- ・ そして、人と猫が共生できる、地域として調和の取れたシステムをつくることが目的であること。

等について、地域の会合等を利用し、合意を得ておきましょう。猫が好きな人も嫌いな人も活動に参加していただけるよう要請しておいてください。

🐾 飼い主のいない(不明な)猫にエサをやっている人の特定

エサやりをしている人にも主張があります。エサやりを否定したり、エサやりしている人を排除することは避けるようにし、取り組みに参加してもらうよう要請しましょう。

🐾 地域において、合意形成のための協議を実施する場合は、その旨センターに連絡してください。

関係行政機関と一緒に、また場合によっては、ガイドラインの趣旨に賛同できるボランティア、民間の団体等とも一緒に地域に出向き、今後の方向について一緒に協議しましょう。そして、取り組みを始める前に、地域内でその旨広報しておきましょう。

II. 地域の調査

1 猫が多い原因を調べましょう

エサをやっている人がいるので居着いている、たくさんの中を飼っている人がいて、不妊去勢手術がされていない、ごみ等が放置されている等々考えられる原因を調べましょう。

2 実態を把握しましょう

飼い猫や、飼い主のいない(不明な)猫の数、飼養の形態、苦情の内容、発生状況等をアンケート調査などにより把握しましょう。

3 専門家に協力を要請しましょう

取り組みの主体はあくまでも地域ですが、地域だけで実施しても期待する効果はなかなか得られません。動物愛護推進員、ボランティア等、経験豊かな方々に相談することを推奨します。

センター職員が地域自治会等への説明のため、現地にうかがうことができます。ご相談ください。

4 手法、目標を設定しましょう

地域での取り組みである以上、地域の理解が得られるような目標を設定する必要があります。手法として、不妊去勢手術をメインとするのか、譲渡をメインとするのか、いつごろまでに、地域で飼養する猫の数をどれほどにするのか、地域としてどのような状態を目指すのか、十分協議が必要です。

また、不妊去勢手術を継続的に実施するための予算の確保も必要です。

III. 地域の猫対策は飼い猫の管理から

5 飼い猫は屋内で飼いましょう

飼い主のいない猫の対策を始めるには、まず、飼い主が地域の中で自分の猫を適正に飼養していることが必要です。

不妊・去勢手術をせずに、家の外で飼養されている猫がいては、これからの対策は功を奏しません。



猫は、屋内でも環境を整えてやれば充分に暮らすことができます。

猫は屋内で飼養すれば交通事故や病気のほか、行方不明になることも防ぐことができます。また、鳴き声やふん尿などで隣近所に迷惑をかけることもあります。



外界は危険がいっぱいです。

たとえば、殺鼠剤で弱ったねずみを食べる、除草剤のまかれた草のうえでごろごろし、その後グルーミング等すると、除草剤をなめているのと同じことになります。そして、交通事故。夜は、光をいっぱい取り込もうとして瞳孔が開いているので、自動車のライトがいきなり差し込むと何も見えなくなります。昼間も、猫は自動車のスピードのことなど理解していません。

また、カラス等にとっては、子猫や弱った猫は、エサ、いじめの対象でしかありません。毒蛇や他にも危険な動物もいます。車の不凍液などもなめると危険です。

6 飼い猫に身元の表示をしましょう

猫が迷子になるのを防止するために、飼い主がわかるような表示をすることが大切です。保護された場合、確実に飼い主がわかりますし、個体の識別は、飼い主が自分の飼い猫の行動に責任を持つ意味からも必要なことです。



なぜ家に帰ってこないのでしょうか。

交通事故や外敵、けが等にあった可能性が考えられます。

そして、お散歩中に、普段は交通量が多くて渡ることができなかった道を何かの拍子で渡ってしまい、帰ろうとしたとき交通量が多くて帰れなくなってしまった、他の猫とけんかしてはるか遠くまで逃げてしまい、帰り道に他の猫のテリトリーがあった、というような場合もあるでしょう。

また、家に新しい猫がやってきたときとか、引っ越したとき等、新たに自分のテリトリー探しの旅に出ることもあるでしょう。このような場合に備えて、まいご札や、名前を書いたネックチーフ等を付けといてあげるといいでしょう。

7 飼い猫に不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術はいいことづくめです。

猫は生後6～7ヶ月程度で最初の発情があり、年2～3回繰り返すことになります。

猫は交尾後排卵動物なので、雄のペニスの棘による刺激を受けて排卵が促されます。妊娠すれば、妊娠期間は60～70日です。そして1年に2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。飼養している猫の数が多すぎると悪臭の発生により周辺の生活環境に支障が生じます。適正な飼養管理を行うため、不妊・去勢手術を行いましょう。

不妊・去勢手術をすると、性格が温和になるし、発情期特有の行動（尿マーキング、ケンカ、雌を求めて逃出して迷子になる、大声で鳴く）が減少し、屋内飼養もしやすくなります。

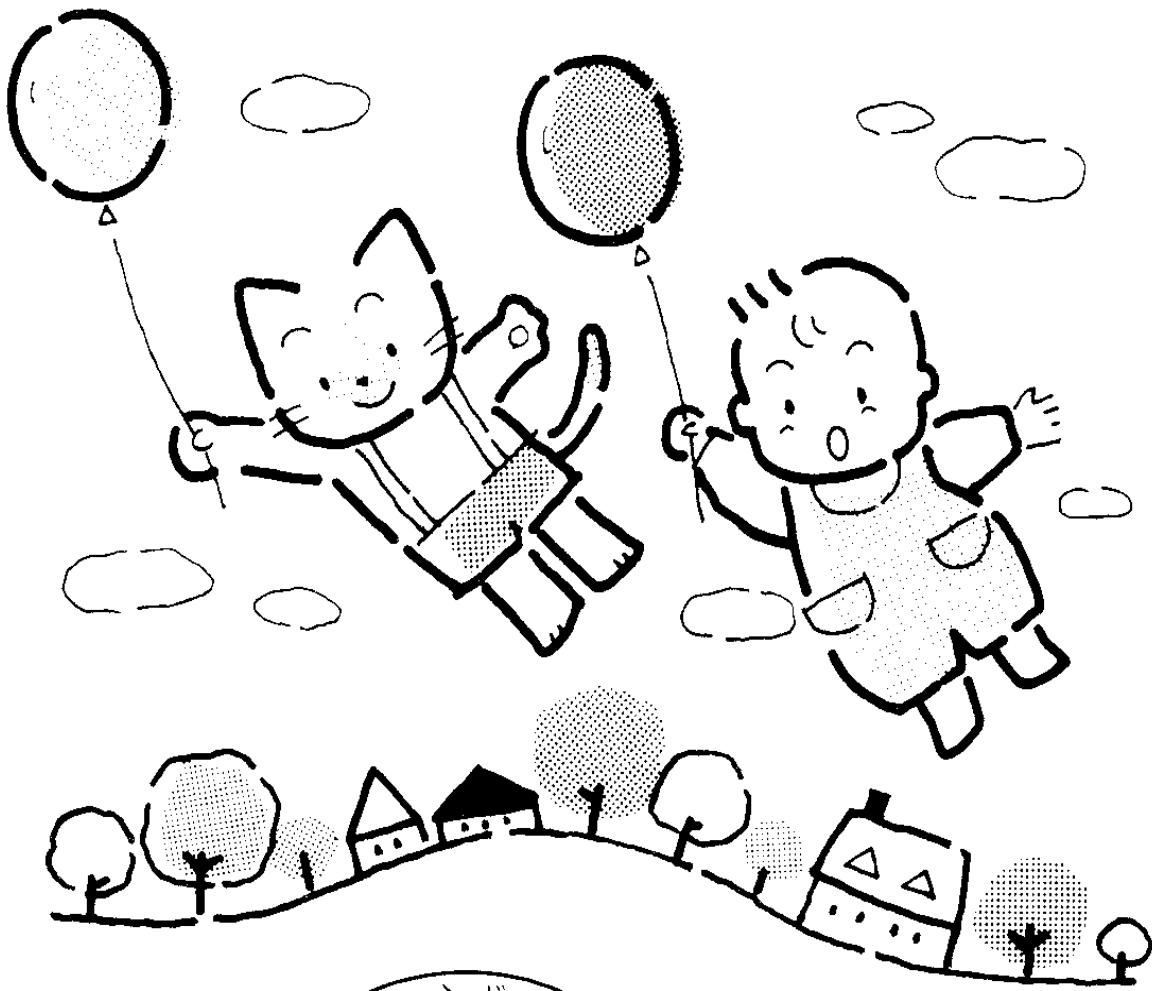
また、前立腺肥大、乳腺の悪性腫瘍、子宮蓄膿症の予防にもつながります。

8

猫は家族の一員、終生大事に飼いましょう。

終生飼養とは、猫の寿命が尽きるまでその猫と共に暮らすことです。猫の寿命は長い場合は15年以上になりますが、加齢により体の機能が低下し介護が必要になるかもしれません。飼うのであれば、本当に最期まで猫の世話をできるのか、家庭環境などもしっかり考えてからにしましょう。

そして、どうしても飼い続けることが出来なくなった場合は、新しい飼い主を探すようにしましょう。



IV. 地域で管理しようとする猫に不妊・去勢手術を

9 猫を識別しましょう。

飼い猫が識別可能な状態になったら、飼い猫と飼い主のいない猫とが区別できるようになります。

区別の方法には、飼い猫には首輪をする、鈴等の目印をつける、写真を撮る等があります。皆さんで協議して決めてください。

そして、どの猫が、地域で管理が必要な猫なのか把握し、不妊・去勢手術していきましょう。

その際、手術しようとしている猫に、飼い主がいないことを確認しておきましょう。

10 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用を確保しましょう

不妊・去勢手術を含め、地域で管理していくには、いろいろ出費がかさみます。費用確保の方法としては募金、カンパ、バザーを活用する等が考えられます。自治会費から費用を捻出することも考慮しましょう。

いずれにしても、費用を確保するには、猫の問題は地域全体の問題であるという認識が不可欠です。あらかじめ地域における費用確保の方法を協議しておきましょう。

11 地域で管理する猫を収容しましょう

不妊・去勢手術するため、地域で管理する猫を収容しましょう。

飼い主のいない猫を収容するには、動物愛護推進員、ボランティア、民間の団体等の人たちの協力を得た方がスムーズにいく場合があります。猫に負担をかけない方法で収容するようにしましょう。

収容しようとする際には、あらかじめ、地域内で十分広報し、飼い猫を外に出さないよう協力してもらいましょう。

12 収容した猫に不妊・去勢手術をしましょう

不妊去勢手術については、近隣の動物病院にも相談してみてください。対策を始める前に、あらかじめ関係者と協議しておきましょう。

また、センターでは、次のような場合に限り不妊去勢手術の支援を行います。（原則として取り組み初回時のオスのみ）

飼い主のいない猫問題に対して、

- ①地域での合意形成が図られていること
- ②飼い猫への対策ができていること
- ③エサやりを適正に行えること（下記13参照）
- ④地域で継続的に手術を行うための予算確保ができていること

上記条件を満たす地域自治会からの要請があった場合に手術の支援を行います。

13 飼い主のいない猫を地域で管理しましょう

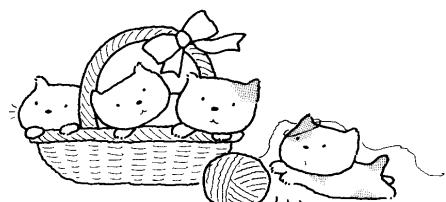
手術が済んだ猫が、地域に帰ってきます。区別できるように識別しましょう。そして、これからも地域で管理していきましょう。

不妊去勢のされた猫は管理がしやすく、おだやかに一代限りの生を全うします。

エサを与える場合にはルールを作り、置きエサなど無責任なエサやりをしないようにしましょう。



不妊等の措置を施せば飼い主のいない猫でも屋内での飼養が可能になる場合があります。地域の実情に応じて、地域で新たな飼い主を探すことも検討してください。動物愛護推進員、協力団体等に譲渡先について相談しましょう。



V. 地域で飼養する猫の管理

14 エサ場と水場をつくって管理しましょう

飼い主のいない猫にエサ等を与える場合、給餌者、時間、場所、頻度等、地域でルールを定めましょう。

特に、猫が食べ終わった後に、残りのエサを速やかに片付けるなど周辺の美観を損なわないよう努めてください。

隠れてエサやりをする行為や無秩序なエサやりは決して地域の理解を得られるものではありません。

15 トイレをつくって管理しましょう

飼い主のいない猫を地域で管理するにあたって糞尿の始末は大切なことです。地域に複数のトイレを設置し、トイレを管理する者、設置場所等、地域でルールを定めましょう。飼い主のいない猫でもトイレのしつけはできます。

トイレはこまめに清掃しないと、他でするようになってしまいます。こまめに清掃することが必要ですので、地域で協力者を募ることが大切です。

猫の糞尿を適正に管理することで街がきれいになり、家の庭先を汚すといった苦情もなくなります。

16 つめとぎ場をつくりましょう

猫は、つめを研ぐ習性があります。

市販の爪研ぎ器、不要になった絨毯、木ぎれ等用意し、設置場所、清掃担当者等、地域でルールを定めましょう。

17 猫の家を造りましょう

飼い主のいない猫だって、落ち着く場所を求めています。

猫の習性を利用した家を設置することにより、その場所に落ち着くことができます。寒さをしのいだり、日光浴のできる場所を確保しましょう。

猫は、2～3階の立体的な家を好みます。



猫対策に当たっての役割分担の一例

あくまでも、地域主体の取り組みですが、センターや関係市町等行政機関および動物愛護推進員、ボランティア、民間の団体(以下団体等)が連携して取り組むことにより、一層の効果が期待できます。以下に、関係者の役割について一例をお示ししますので、参考にしてください。なお、地域の実情に応じて、この例によらない場合もあるでしょう。

取り組み内容		地域	センター	市町	団体等	獣医師会
I. 事前準備	・地域の中で協議し、地域の取り組みとしてこれから猫対策を実施することについて合意を形成します。	◎	○	○	△	
	・本対策は、猫を邪魔者として排除することが目的ではなく、不幸な猫の数を減らし、猫と人が共生できるシステムを構築することが目的であることについて、地域の理解を得ます。	◎	○	○	△	
	・猫が嫌いな人にも取り組みへの参加を呼びかけます。	◎	○	○	△	
	・取り組みを始める前に、広報します。	◎	○	○		
II. 地域の調査	・猫が多い原因を調べます。	◎	○	○		
	・経験豊かな団体等専門家を紹介します。		◎			
	・原因が判明すれば、より詳細な地域の実態を把握するため、地域に出向き、アンケート調査票等を作成します。	○	◎	○	○	
	・アンケート調査票等を配布、集計し、今後の方針、手法、目標等を検討します。	◎	○	○	○	

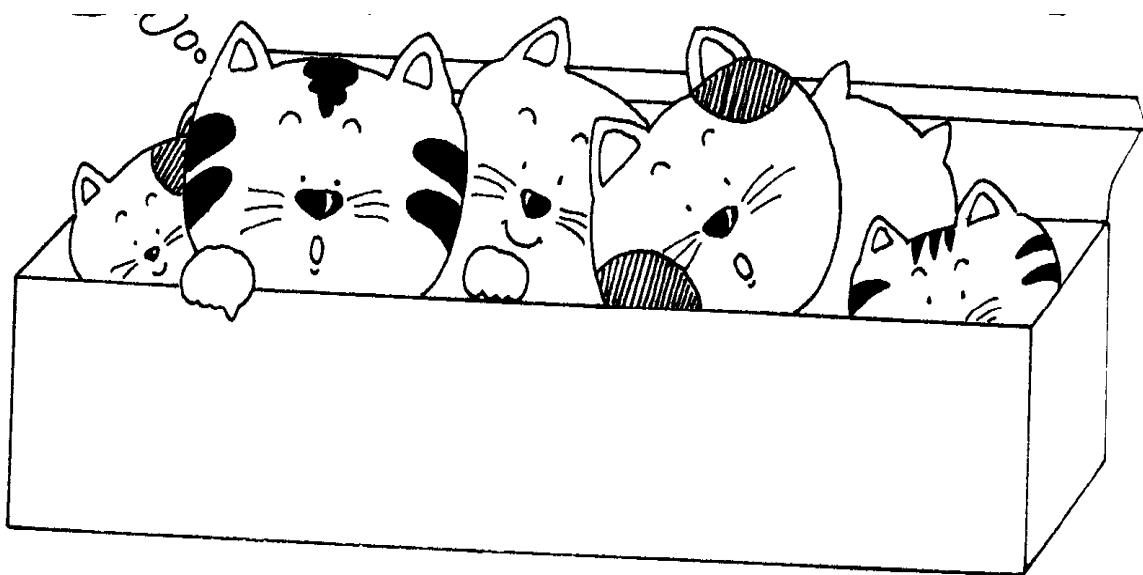
	取り組み内容	地域 セ ン タ ー	市 町	団 体 等	獣 医 師 会
III. 飼い猫 の管理	・飼い猫について、屋内飼養、不妊・去勢、個体識別等をすすめます。そのための啓発資材を作成、配布します。	○	◎	○	
IV. 地域で 管理す る猫の 不妊・去 勢	・まず飼い猫に個体識別をし、地域で管理する猫との区別をします。	◎	○	○	
	・不妊・去勢手術しようとする猫に、飼い主がないことを確認します。	◎			
	・地域で協議し、不妊・去勢手術費用の捻出方法を検討します。	◎			
	・地域で管理する猫の不妊・去勢手術のために、保護用の機材の貸し出しをします。		◎		◎
	・地域で管理する猫を一時的に保護します。	◎		○	
	・保護した猫の手術を実施します。	◎	△		◎
	・手術済みの猫を地域に戻します。	◎			
V. 地域 で飼養 する猫 の管理	・給餌器、給水器を準備し、エサ場、水場の選定エサ、水をやる人の選定、給餌器まわりの清掃管理等する人を決めます。	◎		○	
	・トイレおよびトイレ砂を準備し、設置場所の選定、砂を交換する人、トイレ周りの清掃管理等する人を決めます。	◎		○	
	・爪研ぎ器を準備し、爪研ぎ場の選定、爪研ぎ場周りの清掃管理等する人を決めます。	◎		○	
	・家を造ります。 材料を調達し、造った家の設置場所の選定、家周りの清掃管理等する人を決めます。	◎		○	

	取り組み内容	地域 セ ン タ ー	市 町	団 体 等	獣 医 師 会
V. 地域 で飼養 する猫 の管理	・取り組みの進捗状況の確認、問題点等の解決の場として協議の場を確保します。	◎	○	○	
	・地域の環境美化対策として、ゴミ集積場付近の清掃をします。	◎		○	
	・猫の新しい飼い主を捜します。	◎	○	○	

◎：主体的に取り組みます。

○：支援します。

△：場合によっては支援します。



●Q&A

Q 1 猫はどうして捕獲できないの？

猫は、犬と同様、「動物の愛護及び管理に関する法律」第44条の3に、愛護動物として規定されております。また、犬の場合は、狂犬病予防法、県動物の保護および管理に関する条例等で、捕獲に関する規定がありますが、猫については、捕獲に関する規定はありません。

Q 2 猫は放し飼いしてもいいの？

犬の場合は、県動物の保護および管理に関する条例で、放し飼いしてはいけないという規定がありますが、猫については、このような規定はありません。

Q 3 保護した猫は引き取ってもらえるの？

猫は、屋内飼養や登録・放し飼いしてはいけない等の法規制がないことから、自活できる程度に成長した猫が他人の庭先や住居内へ侵入しているからといって、飼い主のいない猫とは判断できない場合が多くあります。

県は、所有者のもとに返還することを目的として保護された猫について、拾得者から保護した経緯を十分聞き取り、引き取りを行っていますが、故意または悪意に基づいて捕獲された猫については引き取りしていません。

Q 4 県で不妊・去勢手術に関する助成制度はあるか？

ありません。

Q 5 エサやりをやめさせれば解決するのでは？

解決は困難でしょう。

単純にエサやりをやめさせても、感情的な対立となり、隠れてエサをやるようになるだけで、対立はますます深まるだけです。猫はエサを求めてゴミ箱を荒らしたり、家の中に侵入したりして、被害を拡大していくおそれがあります。

エサをやっている人と、エサやり行為に反対している人とのお互いの立場を尊重して信頼関係を築いてくことが解決の早道です。

Q6 どうしても猫に立ち入ってほしくないようにするには、どのような方法がありますか？

次のような方法が考えられます。人にも危険でなく、猫にも負担がかからない方法を試してみるといいでしょう。

ナフタリン	ナフタリンを吊したり、埋めたりする。
たばこの吸い殻の浸し液	たばこの吸い殻を水に浸した液を散布する。
コーヒー津	コーヒー津を散布する。
どくだみ茶等の茶殻	どくだみ茶等の茶殻を散布する。
ニンニク	ニンニクを細かく切ってまく。
とうがらし	とうがらしを細かく切ってまく。
食用酢	散布するか空き缶に入れて通路に置く。
米のとぎ汁	とぎ始めの濃い汁を散布する。
木酢酢	散布するか空き缶に入れて通路に置く。
みかん等の皮	みかん等の皮をそのまま、まく。
カレー粉等の香辛料	カレー粉等の香辛料をそのまま、まく。
クレオソート製剤	水に浸して、散布するか空き缶に入れて通路に置く。
ホルモン剤の散布	縄張り本能を利用したフェイシャルホルモンで、寄せたくない場所に塗布する。
ハーブ類を植える	レモングラスやルー等のハーブ類を植える。
ゼラニウム	ゼラニウムの鉢植えを置く。
市販の忌避剤	ペットショップや量販店等で販売している忌避剤を用いる。
水をまく	水をたっぷりまく。
枯れ枝	枯れ枝を一面に敷く。
ガムテープ	粘着面を外側に輪をつくり、猫の通り道に置く。
割り箸	猫の通り道や花壇に立てて置く。
荷造り用のひも	へびに見えるように蛇行させて、通り道に置く。
センサー超音波	猫が通るとセンサーにより、超音波を発生する装置が市販されている。

参考資料

(参考法令等)

○動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

(目的)

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(普及啓発)

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（犬及び猫の繁殖制限）

第 37 条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第 6 章 罰則

第 44 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌、若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、100 万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、100 万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬（は）虫類に属するもの

○動物愛護管理法第7条第4項の規定に基づく環境省令告示

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（抜粋）

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するよう努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引取りを求めるここと。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

滋賀県における猫の処分頭数の推移

年 度	21	22	23	24	25
収 容 数	1, 963	1, 747	1, 751	1, 338	1, 333
譲 渡 数	85	127	76	104	95
致 死 処 分 数	1, 878	1, 620	1, 675	1, 230	1, 225



平成 22 年 1 月 19 日
最終改訂 平成 27 年 1 月 13 日
滋賀県動物保護管理センター事業推進協議会
事務局: 滋賀県動物保護管理センター
TEL: 0748-75-1911